

## 前文

日本建築学会の倫理綱領・行動規範は、本会会員が自らの良心に従い、崇高な誇りを持って、建築にかかわる学術・技術・芸術の進歩発達と社会に貢献するための基本理念を定めている。その本文は、「倫理綱領」および「行動規範」から成り立ち、1999年5月に制定され現在に至っている。その後、倫理問題の諸事項を掌理することを目的に、会務関係委員会として「倫理委員会」が2004年8月に発足した。その活動の目的は、「倫理綱領・行動規範」の普及・啓発と継続的な見直し、ならびに建築にかかわる倫理問題について社会へ向けた情報発信、出版物・教材等を通じた倫理教育の推進、その他、建築にかかわる倫理問題に関する事項を担当することである。そこで、倫理委員会は、現行の理念を尊重して慎重に審議を重ねた結果、「倫理綱領」の本文は、当初の内容を継承して、「行動規範」の内容を今日の社会情勢に対応させて見直し、新たな7項目とした。

## 倫理綱領

日本建築学会は  
それぞれの地域における  
固有の歴史と伝統と文化を尊重し  
地球規模の自然環境と  
培った知恵と技術を共生させ  
豊かな人間生活の基盤となる  
建築の社会的役割と責任を自覚し  
人々に貢献することを使命とする

## 行動規範

### I. 建築技術の継承と伝統文化の崇敬

本会会員は、古来、先人により伝承されている「強・用・美」の理念を涵養し、優れた建築技術の継承と地域の伝統文化を崇敬する。

### II. 安全な建築と良質な都市環境の構築

本会会員は、人間生活を脅かす災害や事故を想定して、誰もが安心できる安全な建築と良質な都市環境の構築に最善を尽くす。

### III. 機能的で美しい生活環境の創造

本会会員は、自らの叡智と培った技能を最大限に発揮して、人類の発展と福祉のために、機能性に配慮した美しい生活環境の創造を目指す。

### IV. 地球環境の保全と持続可能な発展

本会会員は、地球環境の保全と持続可能な発展のために、廃棄物や汚染の発生を最小限として、限られた資源の有効な活用に努める。

### V. 学術的中立性に基づく公益情報の共有と発信

本会会員は、学術的な中立性を基本として、自らがかわる専門の分野における公益性のある情報の共有に努め、積極的に社会へ発信する。

### VI. 知的財産の尊重と不可侵

本会会員は、公表された学術的成果や特許等の知的財産を尊重し、他者の知的成果や著作権を侵さない。

### VII. 地域社会や国際社会への貢献と寄与

本会会員は、会員相互の協力のもとに、他の学術団体や職能集団と協調して地域社会に貢献するとともに、国際社会の発展に寄与する。